

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 7月22日(火)

今週のこよみ

日中動物衛生検疫協定

日本産牛肉の中国向け輸出再開の前提となる「日中動物衛生検疫協定」が発効。中国が約24年前から続けている牛肉の輸入停止措置の解除に向けて協議を進める。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/21(月) 友引 海の日

22(火) 先負 大暑

23(水) 仏滅 プロ野球オールスターゲーム

24(木) 大安 全国高校総体

25(金) 赤口 旧暦閏6月1日、テーマパークジャングリア沖縄開業

26(土) 先勝

27(日) 友引

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/14(月)	39,460 ▼110	147.37 ▼0.52
15(火)	39,678 △218	147.73 ▼0.36
16(水)	39,663 ▼15	148.88 ▼1.15
17(木)	39,901 △238	148.72 △0.16
18(金)	39,819 ▼82	148.77 ▼0.05

大学生年代の親族に係る税制、健保の取扱い

令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除等の見直しとともに19歳以上23歳未満の扶養親族に係る特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、健康保険の被扶養者認定の取扱いも変わります。

◆ 給与収入150万円まで特定扶養控除と同額

令和7年分から扶養控除の対象となる親族の所得要件は給与収入123万円(合計所得金額58万円)以下となり、19歳以上23歳未満の子等が該当する場合、親等は特定扶養控除として63万円の所得控除を受けることができます。

また、19歳以上23歳未満の子等の給与収入が123万円を超えて特定扶養控除に該当しない場合でも188万円(合計所得金額123万円)以下であれば「特定親族特別控除」を適用できます。

特定親族特別控除に該当する場合、給与収入150万円(合計所得金額85万円)以下は特定扶養控除と同じ63万円の所得控除を受けられ、給与収入150万円超188万円以下の場合は段階的に通減された控除額(61万円～3万円)となります。

◆ 健康保険における大学生年代の被扶養者認定

上記の改正を踏まえて、健康保険の被扶養者に係る認定要件のうち年間収入を130万円未満とする要件の取扱いが変更されます。

具体的には、認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満の場合は年間収入の要件が「150万円未満」に引上げられ、本年10月から適用されます。

なお、年齢については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。例えば、×年10月に19歳になる場合、×年の収入要件は150万円未満です。

■この記事の詳細は、情報BOX201528

法人税予定申告分の納付書の送付について

前事業年度の法人税額が20万円を超える場合は、予定申告及び納税が必要です(事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内)。

国税庁は従前、予定申告分の納付書を事前送付していましたが、令和6年5月から*e-Taxで申告書を提出している法人、*e-Taxによる申告が義務化されている法人、*納付書を使用しない手段(ダイレクト納付やネットバンキングなど)で納付している法人には、納付書の送付を取りやめているため、注意を呼び掛けています。

なお、消費税中間申告(前課税期間の消費税が48万円超の場合)の申告書及び納付書は、e-Tax義務化法人を除き、送付するとしています。

施設における喫煙環境の実態調査

改正健康増進法により、第一種施設(学校や病院など)は敷地内禁煙、第二種施設(事業所など)は原則屋内禁煙ですが、令和2年4月時点で存在する一定の小規模飲食店(既存特定飲食提供施設)は店内の全部又は一部を喫煙可能にできます。

厚労省の調査によると、第一種施設で敷地内全面禁煙にしている割合は85.7%、第二種施設の屋内全面禁煙は73.7%でした。既存特定飲食提供施設では屋内全面禁煙が61.6%、店内喫煙可能は31.8%、喫煙専用室設置は5.4%となっています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の親族に係る税制、健康保険の取扱い

◆概要

令和 7 年度税制改正において、所得税の基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引上げとともに、現下の厳しい人手不足の状況の中で特に大学生のアルバイトの就業調整に対応する観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族等に係る特定親族特別控除が創設されました。

また、上記の税制改正を踏まえ、健康保険の被扶養者の認定について、認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合の取扱いを変更します。

◆特定親族特別控除の創設等

◎扶養控除（特定扶養親族）

基礎控除等の引上げに伴い扶養親族等の合計所得金額に係る要件は、令和 7 年分から 58 万円（給与収入 123 万円に相当）となります。

納税者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）の合計所得金額が 58 万円以下であり、その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の場合には控除対象扶養親族に該当し、納税者は扶養控除として一定の金額の所得控除（一般の控除対象扶養親族の場合は控除額 38 万円）を受けることができます。

控除対象扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の親族である場合は特定扶養親族に該当し、控除額 63 万円の扶養控除を受けることができます。

◎特定親族特別控除

納税者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族の合計所得金額が 58 万円を超えて扶養控除（特定扶養親族）の対象にならない場合でも、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（給与収入 123 万円超 188 万円以下に相当）は特定親族に該当し、その特定親族の合計所得金額に応じて以下の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下（123 万円超 150 万円以下）	63 万円
85 万円超 90 万円以下（150 万円超 155 万円以下）	61 万円
90 万円超 95 万円以下（155 万円超 160 万円以下）	51 万円
95 万円超 100 万円以下（160 万円超 165 万円以下）	41 万円
100 万円超 105 万円以下（165 万円超 170 万円以下）	31 万円
105 万円超 110 万円以下（170 万円超 175 万円以下）	21 万円
110 万円超 115 万円以下（175 万円超 180 万円以下）	11 万円
115 万円超 120 万円以下（180 万円超 185 万円以下）	6 万円
120 万円超 123 万円以下（185 万円超 188 万円以下）	3 万円

◆健康保険における 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

健康保険の被扶養者に係る認定要件について、認定対象者の年間収入に係る要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては「150 万円未満」として取り扱うこととします。

上記の取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用します。

◎年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）の判定

年齢は、所得税法上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となります。

◎年間収入要件の判定

年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来どおり認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなります。

◎適用日前の認定

令和 7 年 10 月 1 日より前に 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定する場合、認定対象者の年間収入の要件は 130 万円未満となります。